

## 函館市職員自主研修助成要綱

### 1 目的

この要綱は、函館市職員の自己啓発意欲の高揚を図るため、職員の自主的研修、研究活動等（以下「自主研修」という。）に対し、必要な経費の助成を行うことを目的とする。

### 2 助成の対象

次の基準に合う自主的に結成された職員の研修グループで、総務部長が認めるものを対象とする。

#### （1）グループ構成

職員5人以上で構成されていること。

#### （2）研修活動

研修活動期間は原則として当該年度内とし、計画的、継続的に勤務時間外に行うものとする。

#### （3）研修内容

職員の資質向上を促し、市政推進に反映できるもの。

### 3 助成の内容

（1）自主研修に必要な経費（講師謝礼金、図書および教材の購入費等）を1グループにつき当該年度内50,000円を限度として助成。

（2）講師、指導者の紹介、斡旋および研修機器、参考図書の貸し出し。

（3）その他、総務部長が必要と認める助成。

### 4 助成の申請

助成を受けようとする自主研修グループの代表者は、自主研修助成申請書(別記第1号様式)を総務部長に提出しなければならない。

## 5 助成の決定等

前項の申請があったときは、総務部長はその内容を審査し、助成の可否を決定のうえ自主研修グループの代表者に通知するものとする。

## 6 結果報告

助成を受けて自主研修を実施した自主研修グループの代表者は、実施後、速やかに自主研修実施報告書(別記第2号様式)を総務部長に提出しなければならない。

## 7 助成金の返還

次の各号に該当するときは、助成を打ち切り、すでに交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

- (1) 正当な理由なく自主研修を中断または行わなかったとき。
- (2) 正当な理由なく前項に定める報告書を提出しなかったとき。
- (3) その他、総務部長が助成の必要がないと判断したとき。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

別記第1号様式

自主研修助成申請書

平成 年 月 日

総務部長 様

グループ名

代表者名（所属・職氏名）

次のとおり自主研修を実施しますので、経費の助成を申請  
します。

自 主 研 修 の 内 容	テ　一　マ	
	研修内容	
	研修期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ( 回 )
	構 成 者	名（名簿は別紙）
	活動計画	

助成申請額	円
申請内訳	

別記第2号様式

自主研修実施報告書

平成 年 月 日

総務部長 様

グループ名

代表者名

次のとおり自主研修を実施したので報告します。

自 主 研 修 の 内 容	テ　ー　マ	
	研修内容	
	研修期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで　(　　回)
	構成者	名(名簿は別紙)
	研修の経過 および成果	

助成額	円
経費内訳	